

2018年6月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町22番14号

**株式会社コンヴァノ**

代表取締役 鈴木 明

## 第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛、否のいずれかをご表示いただき、2018年6月28日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月29日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルS棟1F 当社会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 第5期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、  
連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連  
結計算書類監査結果報告の件  
決議事項 議案 取締役2名選任の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.convano.com/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(自 2017年4月1日)  
(至 2018年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善が継続するなど、穏やかな景気回復が持続しました。世界経済も総じて堅調に推移しましたが、東アジア地域の地政学的リスクの高まりや、欧米の政策動向の不確実性等により、依然として先行きに不透明感が漂う状況が続いております。

このような状況の中、当社が属するネイル業界においては、引き続き堅調な需要に支えられ、当社が展開するネイルサロン「ファストネイル」の利用者数も、前期を上回る推移となりました。

店舗展開では、東海エリアで大型商業施設への初出店となる「ファストネイル イオンモール常滑店」、関西エリアで大型商業施設への初出店となる「ファストネイル イオンモール堺北花田店」など8店舗を新規出店し、2018年3月31日現在の店舗数は47店舗（内1店舗はフランチャイズ）となりました。

集客面では、自社のWEB予約サイトとスマホ用アプリからなる“FASTNAIL TOWN”において、SNSやメールなどを利用して様々な通知を配信するなど、利用促進を強化しました。2018年3月31日現在の会員数は28万人を超え、ご来店のお客様の半数近くは当システムを利用してのご予約を頂いております。来店客に占めるリピーターの割合は約83%となっており、来店客数および単価ともに増加傾向となっております。

物品販売では、アイテム数を増やした他、季節限定商品を強化するなどにより、売上を伸ばしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上収益は2,009百万円、営業利益は144百万円、税引前利益は138百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は91百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① ネイル事業

(店舗数)

ブランド名	地域	2017年 3月31日	新規出店	統合	2018年 3月31日
ファストネイル	関東エリア	28(1)	5	△ 1	32(1)
	東海エリア	2	2	—	4
	関西エリア	4	1	—	5
	計	34(1)	8	△ 1	41(1)
ファストネイル・プラス	関東エリア	4	—	—	4
ファストネイル・ロコ	関東エリア	2	—	—	2
合計		40(1)	8	△ 1	47(1)

(注) ( )内はフランチャイズ店舗であり内数であります。

(新規出店・統合)

年	月	内容
2017年	5月	ファストネイル 銀座店 (東京都中央区) をリニューアル (注)
	8月	ファストネイル イオンモール常滑店 (愛知県常滑市) を新規出店
	9月	ファストネイル マルイファミリー志木店 (埼玉県志木市) を新規出店
		ファストネイル 阪急大井町ガーデン店 (東京都品川区) を新規出店
	11月	ファストネイル プライムツリー赤池店 (愛知県日進市) を新規出店
12月	ファストネイル サクラス戸塚店 (神奈川県横浜市戸塚区) を新規出店	
2018年	1月	ファストネイル ららぽーと海老名店 (神奈川県海老名市) を新規出店
	3月	ファストネイル 武蔵小杉東急スクエア店 (神奈川県川崎市中原区) を新規出店
		ファストネイル イオンモール堺北花田店 (大阪府堺市北区) を新規出店

(注) ファストネイル 銀座4丁目店 (東京都中央区) を統合

(業績)

既存店における利用客、単価の増加に加え、新規出店による増収効果も伴い、売上を堅調に伸ばしました。当連結会計年度における総利用客数は47万人を超え、前期に比べ10%以上増加する結果となりました。サマーシーズンや12月後半において需要は更に高まり、一部の店舗では予約が取れない状況が続くなどの状態が見られました。これらは年々高まるネイル需要と利用者の裾野の拡がりによるところが大きく、当連結会計年度に新規出店した8店舗につきましても好調な滑り出しとなっており、既存店の伸びと相まって業績を底上げしました。

これらの結果、売上収益は2,000百万円、セグメント利益は144百万円となりました。

② メディア事業

(業績)

新たな営業体制の強化を進めたことに加え、店舗オペレーションとの連携を深める取り組み等によって広告価値を高めたことが奏功し、顧客の支持獲得につながった結果、幅広い業種のクライアントに利用いただくことができました。また、店舗で放映する映像広告とタイアップしたネイルデザインを投入するなど話題性のある取り組みにも注力しました。

これらの結果、売上収益は11百万円、セグメント利益は0百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、「ファストネイル」の新規出店に伴う店舗の内装工事など、総額47百万円の設備投資を行いました。これらに要した資金は全額自己資金をもって充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金として金融機関から111百万円の資金調達を行いました。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第2期 (2015年3月期)	第3期 (2016年3月期)	第4期 (2017年3月期)	第5期 (2018年3月期) (当連結会計年度)
売上収益(千円)	—	1,423,686	1,787,785	2,009,180
営業利益(千円)	—	28,318	108,087	144,039
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失(△) (千円)	—	△4,318	63,386	90,564
基本的1株当たり当期利益 又は当期損失(△)(円)	—	△2.50	29.66	42.38
資産合計(千円)	—	1,489,160	1,554,837	1,642,527
資本合計(千円)	—	572,904	640,091	734,532

- (注) 1. 当社は、第5期(当連結会計年度)より、国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 第3期及び第4期については、国際会計基準(IFRS)に準拠した連結財務諸表の数値を参考までに記載しております。
3. 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益又は当期損失(△)を算出しております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第2期 (2015年3月期)	第3期 (2016年3月期)	第4期 (2017年3月期)	第5期 (2018年3月期) (当事業年度)
売上高(千円)	1,171,405	1,425,796	1,791,917	2,011,972
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△118,892	△105,482	△13,168	10,716
当期純損失(△)(千円)	△138,909	△121,921	△59,312	△39,401
1株当たり当期純損失(△)(円)	△913.88	△70.69	△27.76	△18.44
総資産(千円)	1,409,211	1,237,916	1,181,660	1,129,119
純資産(千円)	494,912	378,039	322,529	287,005

- (注) 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失(△)を算出しております。

## (5) 対処すべき課題

当社の主たる事業であるネイル事業におきましては、その特性上、各店舗へのネイリストの配属人数は、その店舗の売上に直結いたします。さらに、ネイリストはお客様に直接携わるため、技術力と同時に高い接客能力も求められます。よって当社グループにおける最も大切な経営資源は「優秀な人材」と考えております。当社グループとしましては、知名度と信頼度を向上させ、新卒採用・中途採用を問わず積極的な採用活動を推進し、優秀な人材を獲得してまいります。

また、当社サロン「ファストネイル」と競合他社との大きな相違点として、WEBやスマートフォンのアプリなどを使用したサロン予約と、ネイルデザイン写真を使用したセルフオーダーシステムがあげられます。これらのインターネットを介したシステムが当社サロンの特色であり、独自性と魅力を高めるコンテンツの継続的な改良とシステムの更なる安定稼働、バックアップ体制の強化などが重要課題であると認識しております。今後の多店舗展開ならびに全国展開を推進するにあたり、システム基盤の強化を図り安全性の向上も含めたIT投資とインフラの整備を適切に行ってまいります。

そして、当社グループは企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、さらなる事業規模の拡大の基盤となる経営管理組織を拡充していくため、今後においても意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実に加えて、監査役及び会計監査人による監査との連携を強化し、また、加えて全従業員に対しても継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針であります。

## (6) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

区分	主な事業内容
ネイル事業	ネイルサロンの運営
メディア事業	ビジョン広告

## (7) 主要な営業所 (2018年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
店舗	関東エリア 37 (注) 東海エリア 4 関西エリア 5

(注) フランチャイズ店舗を除いて記載しております。

## (8) 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ネイル事業	264名(23)	28名増(7名減)
メディア事業	1名	1名増
合計	265名(23)	29名増(7名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、1日8時間換算による年間平均人数を( )内に外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
264名(23)	28名増(7名減)	26.7才	2年7ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、1日8時間換算による年間平均人数を( )内に外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、当社が吸収合併した会社での勤続年数を通算しております。
3. 使用人数が28名増加した要因は、主として新規出店に伴う採用の増加によるものであります。

## (9) 主要な借入先 (2018年3月31日現在)

借入先	借入残高
㈱みずほ銀行	521,100千円

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

記載すべき事項はありません。

### ② 子会社の状況

会社名	出資比率	主な事業内容
㈱femedia	100.0%	ビジョン広告

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年4月11日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しました。

## 2. 株式に関する事項（2018年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,547,240株
- ② 発行済株式の総数 2,136,810株（普通株式）
- ③ 株 主 数 4名
- ④ 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
インテグラル2号投資事業有限責任組合	株 1,722,320	% 80.6
Integral FundⅡ(A) L.P.	株 190,400	% 8.9
インテグラル㈱	株 122,090	% 5.7
濱 口 直 太	株 102,000	% 4.8



### 3. 新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	4,100個 (注) 1
保有人数 当社取締役 (社外役員を除く)	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 41,000株 (注) 5
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	460円 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	2017年7月1日～2025年6月30日
新株予約権の主な行使条件	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

#### 3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- ② 1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- ③ 新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権の行使の時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員またはこれらに準じる地位若しくは従業員(契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。)の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
  - (1) 新株予約権者が、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受け、または自らこれらのうちのいずれかの手続開始を申し立てた場合
  - (2) 新株予約権者が、当社の子会社の就業規則第46条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合

- (3) 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社または当社の子会社が営む事業と同一の事業または直接・間接に競業する行為(当該事業または行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者またはコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (1) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)までの間は、新株予約権を行使することができない。
- (2) 当該上場日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 当該上場日の1年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の50%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 当該上場日の2年後の応当日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の75%に相当する数以下の本新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
- (5) 当該上場日の3年後の応当日以降は、割当てを受けた新株予約権のすべてを行使することができる。

但し、当該上場日以降であって、新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、新株予約権者は、前記(1)乃至(4)にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正または廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正または廃止することができるものとする。

- ⑥ 前号の規定にかかわらず、新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A)L.P.(以下併せて「本組合ら」という。)がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結されかつ、当該契約が実行される場合(当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡または処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。)であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間(但し、本エグジットの実行日までに限る。)は、新株予約権者は保有する新株予約権のすべてを行使することができるものとする。
4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ④ 新株予約権を行使することのできる期間  
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
(注)2に準じて決定する。
  - ⑦ その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由及び条件  
新株予約権の行使条件は(注)3に準じて決定する。  
新株予約権の取得事由及び取得の条件は、当社取締役会の決議により定める日が到来することをもって、当該日までに本新株予約権者に対して既に交付した新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
  - ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
5. 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要

名称	第2回新株予約権
発行決議の日	2017年4月26日
新株予約権の数	1,400個 (注) 1
交付された者の人数 当社使用人	6名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 14,000株 (注) 5
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	500円 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	2019年4月27日～2027年4月26日
新株予約権の主な行使条件	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は10株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- ② 1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- ③ 新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、新株予約権の行使の時点において、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員またはこれらに準じる地位若しくは従業員(契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。)の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ④ 新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
  - (1) 新株予約権者が、破産手続開始または民事再生手続開始の申立を受け、または自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合
  - (2) 新株予約権者が、当社の子会社の就業規則第46条各号に規定する事由に該当した場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合

- (3) 新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社または当社の子会社が営む事業と同一の事業または直接・間接に競業する行為(当該事業または行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者またはコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。)を行った場合
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (1) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日(同日を含まない。)までの間は、新株予約権を行使することができない。
- (2) 当該上場日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日から起算して1年間は、割当てを受けた本新株予約権の25%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 当該上場日の1年後の応当日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の50%に相当する数以下の新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) 当該上場日の2年後の応当日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日から起算して1年間は、割当てを受けた新株予約権の75%に相当する数以下の本新株予約権に限り、新株予約権を行使することができる。
- (5) 当該上場日の3年後の応当日若しくは2019年4月27日のどちらか遅い日以降は、割当てを受けた新株予約権のすべてを行使することができる。但し、当該上場日以降であって、新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、新株予約権者は、前記(1)乃至(4)にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所(店頭売買有価証券市場を含む。)または外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正または廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正しまたは廃止することができるものとする。
- ⑥ 前号の規定にかかわらず、新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A)L.P. (以下併せて「本組合ら」という。)がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合(当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡または処分がなされる場合を含む。以下「本エグジット」という。)であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間(但し、本エグジットの実行日までに限る。)は、新株予約権者は保有する新株予約権のすべてを行使することができるものとする。
4. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合、当該組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、かつ、当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限りものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。但し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- ⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
(注)2に準じて決定する。

- ⑦ その他の新株予約権の行使条件並びに新株予約権の取得事由及び条件  
新株予約権の行使条件は(注)3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び取得の条件は、当社取締役会の決議により定める日が到来することをもって、当該日までに本新株予約権者に対して既に交付した新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権を定めるものとする。

- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

- ⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

5. 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2018年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木 明	代表取締役社長 C E O	(株)femedia代表取締役
壺井 成 仁	取 締 役 C F O	
水 谷 謙 作	取 締 役	インテグラル(株)取締役パートナー インテグラル・パートナーズ(株)取締役パートナー ホリイフードサービス(株)代表取締役 キュービーネットホールディングス(株)取締役 信和(株)社外取締役(監査等委員)
濱 田 清 仁	取 締 役	よつば総合会計事務所パートナー (株)キトー社外監査役 メディカル・データ・ビジョン(株)社外監査役 (株)SOU社外監査役
中 川 信 男	常 勤 監 査 役	
澄 川 恭 章	監 査 役	インテグラル(株)コントローラー (株)I O C 代表取締役
谷 口 哲 一	監 査 役	谷口法律事務所代表弁護士 信和(株)社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 2017年9月14日開催の臨時株主総会において、濱田清仁氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 2018年2月7日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、株式譲渡制限の削除が決議されました。これに伴い会社法第332条第7項第3号により、取締役4名（鈴木明氏、壺井成仁氏、水谷謙作氏、濱田清仁氏）が当該臨時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任となりました。
3. 2018年2月7日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更が行われ、株式譲渡制限の削除が決議されました。これに伴い会社法第336条第4項第4号により、監査役3名（中川信男氏、澄川恭章氏、谷口哲一氏）が当該臨時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任となりました。
4. 鈴木明氏、壺井成仁氏、水谷謙作氏、濱田清仁氏は、2018年2月7日開催の臨時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。
5. 中川信男氏、澄川恭章氏、谷口哲一氏は、2018年2月7日開催の臨時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。
6. 取締役濱田清仁氏は、社外取締役であります。
7. 常勤監査役中川信男氏及び監査役谷口哲一氏は、社外監査役であります。
8. 取締役濱田清仁氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 常勤監査役中川信男氏は、上場会社の財務経理担当取締役経験者であり、財務及び会計の豊富な職務経験を有しております。
10. 監査役谷口哲一氏は、弁護士として、法的視点及び幅広い見識を有するものであります。

11. 当社は、2018年4月11日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、(株)東京証券取引所の定めに基づき、取締役濱田清仁氏、常勤監査役中川信男氏及び監査役谷口哲一氏を、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条及び第37条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
佐山展生	2017年12月27日	辞任	取締役 インテグラル(株)代表取締役 インテグラル・パートナーズ(株)代表取締役 スカイマーク(株)代表取締役

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	30,026千円 (1,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	2名 (2名)	5,500千円 (5,500千円)
合計	5名	35,526千円

(注) 当事業年度末の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。



## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先及び兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役	濱田 清 仁	よつば総合会計事務所パートナー ㈱キトー社外監査役 メディカル・データ・ビジョン㈱社外監査役 ㈱SOU社外監査役	特別の関係はありません。
社外監査役	谷口 哲 一	谷口法律事務所代表弁護士 信和㈱社外取締役(監査等委員)	特別の関係はありません。

### ② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	濱田 清 仁	取締役役に就任した2017年9月14日以降開催された取締役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から適宜発言をしております。
社外監査役	中川 信 男	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会14回のうち14回に出席し、上場会社において重要な役職を歴任した経験を活かし、適宜発言をしております。 また、常勤監査役として書類の閲覧や事業所の往査等を行い、業務及び財産の状況を調査するほか、取締役等の職務執行を監視、検証しております。
社外監査役	谷口 哲 一	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会14回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言をしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォート・レター作成業務を委託しました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況に関する事項

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2015年11月17日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 全役職員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役職員に周知徹底させる。
  - ② 当社は、法令違反等その他コンプライアンスに関する早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置する。
  - ③ 代表取締役は、内部監査担当を指名し、定期的に内部監査を実施し、職務の執行が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。
  - ④ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用する。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行う。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 「文書管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
  - ② 個人情報を含む情報資産を適切に保護するための対策を実施し、情報資産の管理を徹底する。
  - ③ ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示に努めるとともに、経営の健全性と透明性を確保する。
  
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理規程に基づき「コンプライアンス委員会」が事業遂行に関わるリスクについて、適切に識別し、管理するために必要な措置を講じる。
  - ② 不測の事態が発生した場合には速やかに「コンプライアンス委員会」を招集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じる。
  
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行う。

- ② 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行する。
- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営成績その他の重要な事項について、当社へ定期的に報告を求める。
  - ② 当社の取締役会は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営に関わる重要な事項を審議及び意思決定する。
  - ③ 当社子会社の取締役は、当社子会社の社内規程に基づき、所管する業務を執行する。
  - ④ 当社は、企業理念及び企業行動指針に基づき、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ⑤ 原則として毎年2回、内部監査人が当社子会社に対して業務監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役（会）が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。
  - ② 監査役（会）の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役（会）の意見を尊重した上で行うものとし、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- (7) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役（会）が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役（会）に報告する。
  - ② 監査役は、定例重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができる。
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ② 監査役（会）は、会計監査人、内部監査人と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して会社の内部統制状況を監視する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化する。

(11) 反社会的勢力への対応

- ① 関係規程、マニュアル等を整備し、管理部を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進する。
- ② 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士など、外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適正な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正及び効率性の確保に関する事項

当事業年度において、取締役会を22回開催し、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換がおこなわれ、監督がなされており、実効性が確保されております。

(2) コンプライアンスに関する事項

当社は、定期的にコンプライアンス委員会を開催するとともに、内部通報窓口を設置して、問題の早期発見、早期解決に取り組んでおります。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理規程に基づき、コンプライアンス委員会が事業遂行に関わるリスクについて整備を行うとともに、活動状況に関し、適宜取締役会に対して報告を行っております。

(4) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するために、「関係会社管理規程」に基づいて、子会社の状況について当社に報告される体制としており、コンプライアンスの管理及びリスク管理をグループ全体に浸透させ、コーポレート・ガバナンスの実効を図っております。

(5) 監査役監査に関する事項

常勤監査役は、取締役会のほか、各委員会等に出席し、必要に応じ適宜意見を述べております。また内部監査担当と定期的に情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

# 連結財政状態計算書

2018年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>249,129</b>	<b>流動負債</b>	<b>476,871</b>
現金及び現金同等物	98,740	営業債務及びその他の債務	87,635
営業債権及びその他の債権	88,745	借入金	119,776
棚卸資産	43,922	未払法人所得税等	35,469
その他の流動資産	17,722	その他の金融負債	3,429
		その他の流動負債	230,563
		<b>非流動負債</b>	<b>431,123</b>
<b>非流動資産</b>	<b>1,393,398</b>	借入金	397,145
有形固定資産	68,605	その他の金融負債	675
のれん	650,260	その他の非流動負債	8,543
無形資産	502,885	引当金	24,760
その他の金融資産	121,922	<b>負債合計</b>	<b>907,995</b>
その他の非流動資産	1,286	<b>(資本の部)</b>	
繰延税金資産	48,440	親会社の所有者に帰属する持分	734,532
		資本金	50,000
		資本剰余金	620,726
		利益剰余金	63,806
		<b>資本合計</b>	<b>734,532</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,642,527</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>1,642,527</b>

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2017年4月1日  
至 2018年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	2,009,180
売上原価	1,175,711
売上総利益	833,470
販売費及び一般管理費	681,965
その他の収益	552
その他の費用	8,018
営業利益	144,039
金融収益	613
金融費用	6,466
税引前利益	138,185
法人所得税費用	47,621
当期利益	90,564
当期利益の帰属	
親会社の所有者	90,564
当期利益	90,564

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。



## 連結持分変動計算書

(自 2017年4月1日  
至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資本合計
2017年4月1日残高	50,000	616,850	△26,759	640,091	640,091
当期利益	—	—	90,564	90,564	90,564
その他の包括利益	—	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	90,564	90,564	90,564
株式報酬取引	—	3,877	—	3,877	3,877
所有者による拠出及び 所有者への分配合計	—	3,877	—	3,877	3,877
所有者との取引額合計	—	3,877	—	3,877	3,877
2018年3月31日残高	50,000	620,726	63,806	734,532	734,532

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 《 連結注記表 》

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

### 2. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 1社
- (2) 連結子会社の名称 (株)femedia

### 3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はありません。

### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 5. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

##### (I) 金融商品

当社グループは、IAS第39号を適用しております。

##### ① 金融資産

##### (i) 当初認識及び測定

金融資産は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

##### (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

売買目的保有金融資産または純損益を通じて公正価値で測定することを指定した金融資産

なお、当連結会計年度末日において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は保有しておりません。

##### (b) 満期保有投資

固定または決定可能な支払金額と固定の満期日を有する非デリバティブ金融資産で、当社グループが満期まで保有する明確な意図と能力を有するもの

なお、当連結会計年度末日において、満期保有投資に分類する金融資産は保有しておりません。

(c) 貸付金及び債権

支払額が固定または決定可能な非デリバティブ金融資産のうち、活発な市場での取引がないもの

(d) 売却可能金融資産

非デリバティブ金融資産のうち、売却可能金融資産に指定されたもの、または上記(a) (b) (c)のいずれにも分類されないもの

なお、当連結会計年度末日において、売却可能金融資産に分類する金融資産は保有しておりません。

(ii) 事後測定

貸付金及び債権

貸付金及び債権は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。利息収益は実効金利を適用して認識しております。なお、実効金利法は、金融資産もしくは金融負債の償却原価を計算し、関係する期間にわたり利息収益または費用を配分する方法であります。実効金利は、当該金融商品の予想残存期間（場合によってはより短い期間）を通じての、将来の見積現金受額額または支払額を、当初認識の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率であります。

(iii) 減損

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、決算日において減損していることを示す客観的証拠が存在するか否かを検討しております。金融資産については、客観的な証拠によって損失事象が当初認識後に発生したことが示されており、かつ、その損失事象が当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼすことが信頼性をもって見積れる場合に減損していると判定しております。

売上債権のような特定の分類の金融資産は、個別に減損の客観的証拠が存在しない場合でも、さらにグループ単位で減損の評価をしております。

償却原価で計上している金融資産については、減損損失の金額は、当該資産の帳簿価額と、見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初の実効金利で割り引いた金融資産の現在価値との差額であります。以後の期間において、減損損失の額が減少したことを示す客観的事象が発生した場合には、減損損失を戻入れ、純損益として認識することになります。

(iv) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または金融資産を譲渡しほとんどすべてのリスクと経済価値が他の企業に移転した場合にのみ、金融資産の認識を中止しております。金融資産の認識の中止に際しては、資産の帳簿価額と受取ったまたは受取可能な対価との差額を純損益として認識しております。

## ② 金融負債

### (i) 当初認識及び測定

金融負債は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

#### (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定することを指定した金融負債及び売買目的保有の負債

なお、当連結会計年度末日において、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は保有しておりません。

#### (b) その他の金融負債（借入金含む）

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債は、当初認識時点において公正価値で測定し、発行に直接帰属する取引費用を減算して算定しております。

### (ii) 事後測定

その他の金融負債（借入金含む）

その他の金融負債は、実効金利法を使用して償却原価で測定しております。

### (iii) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効となった場合にのみ、金融負債の認識を中止しております。金融負債の認識の中止に際しては、金融負債の帳簿価額と支払われたまたは支払う予定の対価の差額は純損益として認識することになります。

## (II) 棚卸資産

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価を含んでおります。

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積コストを控除して算定しております。

## (2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

### (I) 有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去に係る原状回復費用及び資産計上すべき借入費用が含まれております。有形固定資産で、それぞれ異なる複数の

重要な構成要素を識別できる場合は、別個の有形固定資産として会計処理しております。有形固定資産は処分時点、もしくは使用または処分により将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得または損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物附属設備 3—10年
- ・工具、器具及び備品 2—6年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

## (II) のれん

のれんは、支配獲得時の公正価値で測定された取得対価、支配獲得時の公正価値で再測定された既保有持分、及び被取得企業の非支配持分の合計(以下「対価の総額」という。)から、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の支配獲得時の公正価値の純額を差し引いた残額により認識しております。非支配持分は、企業結合ごとに、公正価値または被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配持分の比例的持分として測定しております。この対価の総額が被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を下回る場合、その差額は純損益として認識しております。

当初認識後、のれんは償却を実施せず、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

のれんが配分された資金生成単位または資金生成単位グループ内の事業を処分する場合は、処分される事業と関連するのれんは当該事業の帳簿価額に含めて、利得及び損失を計算しております。

この場合、のれんは、より合理的な方法がある場合を除いて、処分される事業と存続する資金生成単位との価値の比率に基づき測定しております。

## (III) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日時点の公正価値で測定しております。無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。耐用年数を確定できる無形資産を当初認識後、当社グループは原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。耐用年数を確定できない無形資産は、耐用年数を確定できるように

なるまでの間、取得原価から減損損失累計額を控除した額で計上しております。内部創出の無形資産は資産化の基準を満たすものを除き、発生時に関連する支出を費用として認識しております。

耐用年数を確定できる無形資産の償却費は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により各期に配分しております。見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを実施しており、修正が必要と判断された場合は会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できる主要な無形資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年

耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりであります。

- ・商標権

商標権「ファストネイル」は事業が継続する限りは法的に継続使用できるため、耐用年数を確定できないと判断し、償却しておりません。

無形資産は、処分した時点、またはその使用もしくは処分により将来いかなる経済的便益も期待されなくなった時点で認識を中止しております。当該資産の正味の処分対価と帳簿価額との差額は、認識が中止された時点で純損益として認識しております。

#### (IV)減損

##### ① 有形固定資産及び無形資産の減損

当社グループは、期末日に、有形固定資産及び無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。また耐用年数を確定できない、もしくは未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず毎年一定の時期に減損テストを実施しております。

回収可能価額の見積りにおいて、個々の資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積っております。資金生成単位とは、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループをいいます。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。

使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは評価日における貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割引いております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

## ② のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分し、毎年一定の時期及びその資金生成単位に減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額から減額するように配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するよう配分しております。

## ③ 減損の戻入

のれんに関連する減損損失は、戻入れておりません。

その他の資産については、過年度に認識した減損損失は、期末日ごとに減損となった原因が消滅または減少している可能性を示す兆候の有無を検討しております。減損の戻入の兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却費または減価償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入を実施することになります。

## (V) リース資産

### ① リースの対象

リース契約開始時、その契約がリースであるか否か、またはその契約にリースが含まれているか否かを契約の実質をもとに判断しております。契約の履行が、特定の資産や資産群の使用に依存し、その契約により、当該資産を使用する権利が与えられる契約の場合、当該資産はリースの対象となります。

### ② ファイナンス・リース取引

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は、公正価値または最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しております。

最低支払リース料総額の現在価値を算定する場合に使用すべき割引率は、

実務上可能な場合にはリースの計算利率とし、実務上不可能な場合には、借手の追加借入利率を用いております。

ファイナンス・リースにおける最低支払リース料総額は、金融費用と債務残高の減少に配分しております。金融費用は、債務残高に対して一定の利率となるように、リース期間にわたって各期間に配分しております。

減価償却できるリース資産は、当該リース資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い方の期間にわたって減価償却しております。

### ③ オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース以外のリースをオペレーティング・リースとして分類しております。オペレーティング・リースにおける支払額は、リース期間にわたって定額法により純損益で認識しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、現在の法的または推定的債務が存在し、当社グループが当該債務の決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、その債務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、引当金を認識しております。

引当金の貨幣の時間価値が重要な場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

引当金の説明は以下のとおりであります。

### ・資産除去債務

賃借事務所・建物・店舗等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して資産除去債務を見積り、認識・測定しております。

## (4) 従業員給付

当社グループは、退職金制度はありません。

永年勤続表彰制度に基づく報奨金及び有給休暇等のその他の長期従業員給付並びに短期従業員給付に対する債務は、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて見積られる将来給付額を12ヶ月以内の金額に対しては割引計算を行わず、12ヶ月を超える金額に対しては現在価値に割り引くことによって算定しております。



- (5) 消費税等の会計処理  
 税抜方式によっております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金  
 その他の金融資産 1,136千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 93,260千円
3. 有形固定資産の減損損失累計額  
 減価償却累計額に含めて表示しております。
4. 財務制限条項

当社は、2016年3月28日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しております。当該契約に基づき、以下の財務制限条項が付されております。

- ①各年度の決算期末時点での連結決算ベースの資本の部の金額（純資産の金額）を前年同期比80%以上に維持する。
- ②各年度の決算期末における連結決算ベースの損益計算書の経常損益（IFRSベースの場合は、次の計算式により求められる金額をいう。営業利益＋金融収益－金融費用＋持分法による投資利益）を2期連続マイナスとしないこと。
- ③各年度の決算期末時点での連結決算ベースの有利子負債残高（短期借入金、長期借入金、社債、転換社債等）を8億円以下にすること。（事前に貸主の承諾を得て行った資金調達に係る有利子負債残高を除く）

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	213,681株	1,923,129株	一株	2,136,810株

(注) 普通株式の発行済株式総数1,923,129株の増加は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
 該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク・流動性リスク・金利リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

#### ①信用リスク

信用リスクは、顧客が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。当社グループの営業債権は、主としてクレジットカード会社及びテナントとして出店しているショッピングモールに対するものであり、発生日の翌月に回収されます。なお、当社グループは、単独の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。報告期間の末日現在で期日が経過しているが、減損していない金融資産はありません。なお、担保として保有している資産はありません。

#### ②流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

#### ③金利リスク

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入費用に大きく影響いたします。これは、当社グループの借入金が主に変動金利による借入金であるためです。当社グループは、借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

## 2. 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度の末日における金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産	121,922	126,585
金融負債		
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金(注)	495,821	500,000

(注) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

上記の金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下のとおりであります。

(その他の金融資産)

主として、敷金及び保証金により構成されており、契約期間に応じて国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

(長期借入金)

元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法により、公正価値を見積っております。

## 3. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分 343.75円

基本的1株当たり当期利益 42.38円

(注) 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり親会社所有者帰属持分」及び「基本的1株当たり当期利益」を算出しております。

## 重要な後発事象に関する注記

### (公募による新株式の発行)

当社は、2018年3月6日及び2018年3月20日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、2018年4月10日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は82,085,000円、発行済株式総数は2,211,810株となっております。

① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

② 発行する株式の種類及び数：普通株式75,000株

③ 発行価格：1株につき930円

一般募集はこの価格にて行いました。

④ 引受価額：1株につき855.60円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤ 払込金額：1株につき756.50円

この金額は会社法上の払込金額であり、2018年3月20日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥ 資本組入額：1株につき427.80円

⑦ 発行価額の総額：56,737,500円

この金額は会社法上の払込金額の総額であります。

⑧ 資本組入額の総額：32,085,000円

⑨ 引受価額の総額：64,170,000円

⑩ 払込期日：2018年4月10日

⑪ 資金の使途：全額を設備投資資金に充当する予定であります。

# 貸借対照表

2018年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>275,156</b>	<b>流動負債</b>	<b>438,420</b>
現金及び預金	95,842	買掛金	10,560
売掛金	88,525	短期借入金	21,100
商品	10,246	1年内返済予定の長期借入金	100,000
原材料及び貯蔵品	35,089	未払金	71,920
前払費用	17,700	未払費用	111,127
繰延税金資産	26,320	未払法人税等	35,399
その他	1,432	未払消費税等	26,361
<b>固定資産</b>	<b>853,963</b>	前受金	4,243
(有形固定資産)	31,559	預り金	21,040
建物附属設備	30,247	賞与引当金	35,456
工具、器具及び備品	1,313	ポイント引当金	1,215
(無形固定資産)	697,981	<b>固定負債</b>	<b>403,694</b>
のれん	425,961	長期借入金	400,000
商標権	260,267	長期勤続給付引当金	3,694
ソフトウェア	11,754	<b>負債合計</b>	<b>842,114</b>
(投資その他の資産)	124,423	(純資産の部)	
関係会社株式	5,000	<b>株主資本</b>	<b>274,278</b>
繰延税金資産	9,105	資本金	50,000
敷金及び保証金	111,453	資本剰余金	608,000
貸倒引当金	△1,136	資本準備金	45,000
		その他資本剰余金	563,000
		利益剰余金	△383,722
		その他利益剰余金	△383,722
		繰越利益剰余金	△383,722
		<b>新株予約権</b>	<b>12,726</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>287,005</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,129,119</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,129,119</b>

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2017年4月1日  
至 2018年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,011,972
売 上 原 価		1,175,685
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>836,287</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		819,730
<b>営 業 利 益</b>		<b>16,557</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1	
受 取 出 向 料	3,303	
受 取 手 数 料	2,520	
そ の 他	550	6,374
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,813	
株 式 公 開 費 用	7,092	
そ の 他	311	12,215
<b>経 常 利 益</b>		<b>10,716</b>
特 別 損 失		
減 損 損 失	880	880
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>9,837</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	59,764	
法 人 税 等 調 整 額	△10,527	49,238
<b>当 期 純 損 失</b>		<b>39,401</b>

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 2017年4月1日  
至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	50,000	45,000	563,000	608,000	△344,321	△344,321	313,679	8,850	322,529
事業年度中の変動額									
当期純損失	—	—	—	—	△39,401	△39,401	△39,401	—	△39,401
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	3,877	3,877
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△39,401	△39,401	△39,401	3,877	△35,524
当期末残高	50,000	45,000	563,000	608,000	△383,722	△383,722	274,278	12,726	287,005

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

## 《 個別注記表 》

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産 定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～10年

工具、器具及び備品 3～6年

##### ②無形固定資産 定額法

のれん 10年

商標権 10年

ソフトウェア 5年

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

ポイント引当金 販売促進を目的とするポイント制度に基づき、会員へ付与したポイントの利用に備えるため、過去の実績を基礎にして当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

長期勤続給付引当金 従業員の長期勤続に対する報奨金の支給に備えるため、将来の報奨金支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。



- (5) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 59,530千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- |        |       |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 838千円 |
| 短期金銭債務 | 216千円 |
- (3) 財務制限条項
- 当社は、2016年3月28日に株式会社みずほ銀行と金銭消費貸借契約を締結しております。当該契約に基づき、以下の財務制限条項が付されております。
- ①各年度の決算期末時点での連結決算ベースの資本の部の金額（純資産の金額）を前年同期比80%以上に維持する。
  - ②各年度の決算期末における連結決算ベースの損益計算書の経常損益（IFRSベースの場合は、次の計算式により求められる金額をいう。営業利益＋金融収益－金融費用＋持分法による投資利益）を2期連続マイナスとしないこと。
  - ③各年度の決算期末時点での連結決算ベースの有利子負債残高（短期借入金、長期借入金、社債、転換社債等）を8億円以下にすること。（事前に貸主の承諾を得て行った資金調達に係る有利子負債残高を除く）

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,634千円
営業外収益	5,823千円

#### 4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産（流動）

賞与引当金	12,264千円
未払報酬	5,189千円
未払事業税	3,265千円
未払法定福利費	1,810千円
その他	3,792千円
繰延税金資産（流動）合計	26,320千円

##### 繰延税金資産（固定）

敷金及び保証金	4,633千円
長期前払費用	2,154千円
長期勤続給付引当金	1,278千円
有形固定資産	6,545千円
その他	754千円
繰延税金資産（固定）小計	15,364千円
評価性引当額	△6,259千円
繰延税金資産（固定）合計	9,105千円
繰延税金資産の純額	35,425千円

#### 5. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)femedia	東京都渋谷区	2,500	直接100%	役員の兼任 営業上の取引等	ロイヤリティの受取	1,634	売掛金	214
						受取手数料	2,520	その他 流動資産	624
						受取出向料	3,303		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ①取引価格については、原価を基準に決定しております。
- ②取引金額には消費税等は含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 128円36銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 18円44銭  |

(注) 当社は、2018年1月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失」を算出しております。

## 7. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおりであります。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月29日

株式会社コンヴァノ  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三井 勇 治	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 尚 子	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンヴァノの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社コンヴァノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2018年5月29日

株式会社コンヴァノ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三井 勇治 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 尚子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンヴァノの2017年4月1日から2018年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び営業店舗の業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の実務担当者から情報の収集を行い、子会社から定期的に事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている当社及び当社子会社からなる企業集団における取締役の業務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその運用の概要について、その構築及び運用の状況の報告を定期的を受け、必要に応じ説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年6月14日 株式会社コンヴェアノ監査役会

常勤監査役（社外監査役） 中 川 信 男 ㊟

監査役 澄 川 恭 章 ㊟

監査役（社外監査役） 谷 口 哲 一 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 取締役2名選任の件

取締役水谷謙作氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式数 (株)
1	かねこ よういち 金子 陽一 (1973年9月18日生) 【新任】	1998年4月 ㈱ばど入社 2006年8月 アウンコンサルティング㈱取締役 2008年7月 マッチングワールド㈱取締役 2010年10月 ㈱みらい経営入社 2017年4月 当社入社 社長室室長 2017年10月 当社執行役員社長室室長(現任)	—  (注)3
<p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>金子陽一氏は、営業を含めた多様な経験に加えて、当社で社長室室長を務めるなど、経営企画・IRにおける豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>			
2	くぼ まさつぐ 久保 雅継 (1987年1月29日生) 【新任】	2011年4月 JPモルガン証券㈱入社 2014年7月 インテグラル㈱アソシエイト(現任) 2015年5月 ㈱シカタ監査役	—
<p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>久保雅継氏は、インテグラル㈱でアソシエイトを務め、企業経営に対する幅広い知識と高い見識を有しており、当社の企業価値最大化のために有用な助言・提言をいただけると判断し、取締役候補者としております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 久保雅継氏の兼職先であるインテグラル㈱は当社の主要な株主であります。同社と当社との間の取引はありません。

3. 金子陽一氏は、新株予約権による潜在株式7,000株を保有しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図



【会 場】 東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルS棟 1 F 当社会議室

【T E L】 03 (3770) 1190 (代表)

【交 通】 J R 山手線・埼京線・湘南新宿ライン

東 急 電 鉄 東急東横線・田園都市線

東京メトロ 銀座線・半蔵門線・副都心線

京 王 電 鉄 井の頭線

各「渋谷駅」より徒歩10分

◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。